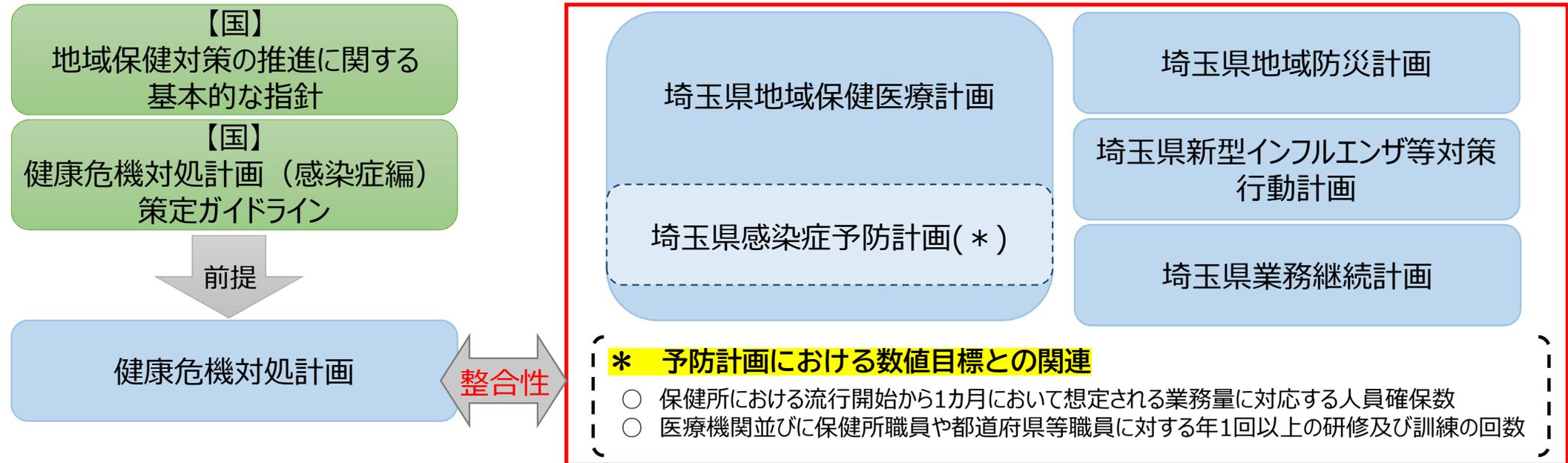


保健所における健康危機対処計画（感染症編）について

健康危機対処計画の策定スキーム



健康危機対処計画の主な記載事項

- 健康危機のフェーズ（発生初期、拡大期など）に応じ、以下の内容を記載
 - ・業務量・人員数の想定
 - ・人材確保と育成に関する事項
 - ・保健所の組織体制に関する事項
 - ・保健所業務に関する事項
 - ・関係機関との連携に関する事項
 - ・情報管理及びリスクコミュニケーションに関する事項
- 保健所の既存のマニュアル等を、COVID-19対応を踏まえた見直し・整理するなどして健康危機対処計画としても差し支えない

予防計画における保健所の人員確保数の数値目標

保健所における流行開始から1か月間において想定される業務に対応する人員確保数

■数値目標と考え方

	人員確保数	R5年度当初の定数との差分		人員確保数	R5年度当初の定数との差分
南部保健所	51人	11人	狭山保健所	89人	14人
朝霞保健所	77人	19人	加須保健所	36人	6人
春日部保健所	53人	6人	幸手保健所	47人	7人
草加保健所	55人	10人	熊谷保健所	63人	9人
鴻巣保健所	56人	10人	本庄保健所	31人	6人
東松山保健所	34人	6人	秩父保健所	30人	6人
坂戸保健所	38人	6人	県保健所計	660人	116人

■数値目標の考え方

A.以下のとおり配置人数を設定した。

①第3波で確保した実績をベースに、配置人数を管内人口で調整

②交代勤務を行わずを得ない場合でも運営可能となる6人を配置人数の最低人数に設定

B.職員の配置に当たっては、通常業務を縮小し感染症対応を円滑に遂行できるよう、配置方法や期間について配慮する。

C.実際に発生した感染症の性状や保健所業務の状況を踏まえ、必要な場合には、更なる配置・派遣を行う。

D.配置・派遣に当たっては、第一種感染症指定医療機関を管内に有することを勘案する。

策定スケジュール

